

徳島県規則第54号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 徳島県県税局の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。